

国 水 下 事 第 8 2 号
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

都 道 府 県 下 水 道 担 当 部 長 殿
政 令 指 定 都 市 下 水 道 担 当 局 長 殿
(以上地方整備局等
下水道事業担当部長等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課長

下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業実施要綱の運用について

平成 3 1 年 3 月 2 9 日付国水下事第 7 1 号により、下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業実施要綱について国土交通省水管理・国土保全局長より通知したところであるが、その運用について、下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、各都道府県におかれては貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしく願います。

記

1. 定義

- (1) 「駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区」について、具体的な地区を以下のとおりとする。
 - ・駅の周辺で、商業・業務施設の集積している地区
 - ・その地区に災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(緊急輸送道路, 防災拠点, ヘリポートなど)を有する地区で、商業・業務地区, 住宅地などの人口の集積している地区
 - ・国の防災関係機関, 県庁, 市役所などの災害時に国・地方公共団体の対策本部が設置される蓋然性が高い施設を有する地区
- (2) 内水浸水シミュレーションによる被害の想定は、以下のとおり行う。
 - ・対象とする地区への降雨に対して、その地区の特性を反映した流出・氾濫現象を解析することとする。
 - ・内水浸水による被害の想定を行う際には、水位観測を実施し内水浸水シミュレーションの再現性を確保するなど、その妥当性を確認するものとする。

2. 補助対象範囲の内容

- (1) ⑥、⑦に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
 - ・対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等他の構造物への影響等を勘案し、適切に定めるものとする。
 - ・事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと（例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など）。また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握するものとする。
- (2) ⑥、⑦に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
 - ・下水道施設とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠及びこれを補完する施設(浸透トレンチ、浸透井等)、公共枿及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないものとする。
 - ・浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
 - ・附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。

3. 下水道床上浸水対策計画・事業間連携下水道事業計画の内容

- (1) 対象とする降雨は、再度災害の防止及び事前防災・減災の観点から必要となる程度とする。なお、事前防災・減災の観点から必要となる程度とは、当該都市に降った既往最大降雨を基本とする。対象とする降雨を他地域の大規模降雨とする場合には、内水浸水シミュレーションで当該降雨を基にした内水ハザードマップを策定・公表するものとする。
- (2) 下水道床上浸水対策計画及び事業間連携下水道事業計画は、以下の事項を定める。なお、当該計画は、必要に応じて、地域住民等の参画を得て策定する。

- ① 対象地区の概要及び選定理由
- ② 整備目標
- ③ 内水ハザードマップ策定状況（なお、計画策定時に内水ハザードマップ未策定の場合は計画期間内に策定することとする。）
- ④ 事業内容及び年度計画
- ⑤ 整備効果
- ⑥ 放流先河川との調整状況
- ⑦ その他必要な事項

4. 事業間連携計画の作成

- (1) 事業間連携下水道事業の事業主体は、連携する事業主体と協議の上、本事業に係る事業間連携計画を作成し、別記様式により各地方整備局等経由で国土交通本省に提出するものとする。
- (2) 連携する事業主体との協議は、連携する事業主体（事業間連携計画を作成する時点において既に事業が採択されている主体を除く。）のうち合計の事業規模が最も大きな事業主体（変更の場合は、変更を生じた事業の主体）が発議して行うことを基本とする。
- (3) 100mm/h安心プランに登録された地域で本事業を実施する場合には、100mm/h安心プランを事業間連携計画の代わりとすることができる。

5. 下水道床上浸水対策計画・事業間連携下水道事業計画と下水道法事業計画との関係

下水道床上浸水対策計画及び事業間連携下水道事業計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。